

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会
産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会
フロン回収・破壊ワーキンググループ
合同会議の公開等について（案）

1. 合同会議の議事は公開することとし、配布資料については、会議において非公開と決したものを除き公開することとする。
2. 事務局において会議録を作成し、当該会議に出席した全委員の了承を得た後、公開することとする。
3. 事務局において議事要旨を作成し、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会委員長及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会フロン回収・破壊ワーキンググループ座長の了承を得た後、公開することとする。
4. 合同会議の議事については、出席委員の全会一致によって決することを基本とするが、採決する必要がある場合は、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の出席委員の過半数及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会フロン回収・破壊ワーキンググループの出席委員の過半数をもって決することとする。